

1. 会 合 名	公社債の店頭取引等に関する検討部会
2. 日 時	平成 23 年 10 月 18 日（火）16 時 00 分～17 時 30 分
3. 議 案	1. 「特定目的信託の社債的受益権に関する一般債振替制度における取扱概要」について 2. 公社債関係規則等の見直しに係る検討項目（案）について
4. 主な内容	平成 23 年 5 月 17 日に、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、本邦におけるスクーク（イスラムの教義や戒律に合致するように整えて発行する証券を言う。以下同じ。）発行のための法律上及び税制上の整備が行われた。本邦におけるスクークは、特定目的信託の社債的受益権（以下「社債的受益権」という。以下同じ。）を利用して発行することとされており、現在、証券保管振替機構において、社債的受益権を一般債振替制度において取り扱うための検討が行われているところである。本検討部会では、本件に関する公社債関連規則等の見直しについて、検討を行った。 1. 「特定目的信託の社債的受益権に関する一般債振替制度における取扱概要」について 証券保管振替機構より、社債的受益権に関する一般債振替制度における取扱いについて説明が行われた。 2. 公社債関係規則等の見直しに係る検討項目（案）について 事務局より、本協会の公社債関連規則等に関する見直しの検討項目（案）について説明が行われた後、意見交換が行われた。 （主な意見） ・ 一律に規則の適用対象とした場合、取引がないにもかかわらず、システム対応や事務負担が発生する可能性がある点を考慮すると、適用の可否について慎重に判断すべきではないか。 ・ 社債的受益権に特化した形の特別のルールを作って対応する方法もあるのではないか。 今後については、一度各社に持ち帰って社内で検討を行い、事務局から改めてメールで意見を募ったうえで、再度進め方について検討することとした。
5. そ の 他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制 2 部（03－3667－8456）